

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）にトラック運転手として雇用され、B所在の会社C営業所で運送業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、自動車道を走行中、後方から大型貨物自動車に追突され、負傷した（以下「本件事故」という。）。
- 2 請求人は、本件事故当日、D病院に受診し、「頸部捻挫、右上腕打撲」と診断され、翌〇日、Eクリニックに受診し、「頸部捻挫、右肩関節捻挫」（以下、これら各傷病を総称して「旧傷病」という。）と診断され、その後、複数の医療機関に受診し、治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。請求人は、頸部及び右肩関節に神経障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。今般、請求人は、同年〇月〇日、F整形外科に受診し、「頸椎捻挫、右肩関節腱板炎、右肩腱板腱部分断裂」と診断され、平成〇年〇月〇日、G病院に受診し、「頸椎捻挫、高次脳機能障害、頸椎捻挫後遺症の疑い」と診断され、同月〇日、H病院に受診し、「両老眼、両混合乱視」と診断され、同年〇月〇日、I整形外科に受診し、「右肩捻挫、頸部捻挫」（以下、これら各傷病を総称して「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は旧傷病の再発であるとして療養補償給付及び休業

補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は旧傷病が再発したものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が、旧傷病の再発と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定
(略)
- 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は旧傷病の再発である旨主張していることから、再発の認定要件に基づいて、以下検討する。

なお、本件傷病のうち、「頰椎捻挫」及び「右肩関節腱板炎及び右肩腱板腱部分断裂」以外の各傷病については、各医学的資料を始め一件記録を精査したところ、各医療機関において、各傷病の有無を確認するための検査及び診断が行われたにすぎず、具体的な治療行為を行うには至っていないことから、当審査会は旧傷病の再発につき検討するに及ばないものと判断する。

(2) まず、「頰椎捻挫」について検討すると、J医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、「頰椎X P画像所見上、悪化は認められず、頰椎ROMにほとんど変化はなく、握力も改善しており、検査所見上増悪はしていない。」と述べているところ、主治医であるK医師も増悪を認める医学的見解は述べておらず、一件記録を精査しても悪化を裏付ける医学的根拠は見当たらない。

いことから、当審査会としても、当該傷病について、その増悪は認められないとする審査官の決定は妥当であると判断する。

仮に悪化をしていたとみた場合でも、請求人は平成〇年〇月〇日には頸部に「常時疼痛を残すもの」として障害等級第14級と認定されているところ、K医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、「頸部への温熱、低周波治療はわずかではあるが、効果はある。」と述べてはいるものの、決定書理由bに説示するとおり、当該治療は保存的療法を継続しているにすぎず、請求人本人も要旨、「F整形外科での治療方法は、初診時から同じ内容であるが、治療中だけ少し痛みが軽減されるものの、すぐに痛みが戻って来る。」と述べていることも踏まえると、当審査会としても、当該治療によって、改善が期待できるものと認めることは困難である。

したがって、当審査会としても、当該傷病についてその症状が増悪しているとは認められず、治療効果が期待できるものでもないことから、旧傷病の再発とは認められないものと判断する。

(3) 次に、「右肩関節腱板炎及び右肩腱板腱部分断裂」について検討すると、K医師は、要旨、「(当該傷病について、)本件事故によるものか、経年変化によるものか判別はつかないが、画像所見を含めて加齢性変化でよくみられる所見である。」と述べ、J医師もK医師と同旨を述べているところ、当審査会としても、一件記録を精査しても、当該傷病と旧傷病との間の相当因果関係を認める医学的根拠は認められず、両医師の医学的見解は妥当であると判断する。

したがって、当審査会としても、当該傷病は旧傷病の再発とは認められないものと判断する。

(4) 上記検討のとおりであるから、当審査会としては、請求人の本件傷病は再発の要件を満たしておらず、本件傷病を旧傷病の再発と認めることはできない。

(5) このほか、請求人のその余の主張及び医学的資料を始めとする一件記録についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。